

会則

第1章 名称

第1条 この会は香深中学校生徒会といたします。

第2章 組織

第2条 この会は、香深中学校の生徒を会員として組織し、諸先生を顧問とします。

第3章 目的

第3条 この会は会員が協力して、学校生活の向上をはかることを目的とします。

第4条 この会は、目的を果たすために次の行動をします。

1. 会員がよりよい学校生活が送れるように努めること。
2. 各学級や各縦割り活動（部、局、校外班など）を開き、協力しあうこと。
3. 生徒集会や行事・ボランティア活動などを積極的に主催・参加すること。
4. 明るい校風をつくるための活動をおこなうこと。

第4章 機構

第5条 目的を達成するため、機構を組織図のようにします。（組織図参照）

第5章 役員

第6条 この会には、次の役員を置きます。

生徒会会長（1名）、副会長（1名）、書記（1名）、議長（1名）

第7条 生徒会の役員を生徒会本部役員とよび、生徒全員の選挙によってそれぞれ選ばれることとします。

第8条

1. 生徒会本部役員は次のようなことをします。
 - ①生徒会でを行う行事の企画・運営。
 - ②生徒会の要望を学校に提出するにすること。
 - ③学校を代表し、他の学校や機関と連絡をはかること。
2. 生徒会本部役員はそれぞれ次の仕事を行います。

（会長）生徒会を代表し、すべての仕事に責任を持つ。
（副会長）会長とともに生徒会の中心となって活動し、また会長がいない場合はその仕事を代行する。
（書記）会長・副会長を助け、生徒会の運営に関する資料をととのえる。
（議長）生徒会活動全般の司会・進行役を務める。

第9条 生徒会役員の任期は、前期（4月～11月）、後期（11月～4月）とします。後期の役員は1・2年生とします。

第10条 生徒会役員は、任期終了後も立候補しその任に就くことができます。役員に欠員ができた場合は、選挙規定に従い補欠選挙を行い、残り期間を務めることができます。

第6章 生徒総会

第11条 生徒総会は前期（4月）、後期（11月）、学年末（2月）に開催することとし、会長が招集します。その他会長が必要と判断した場合は、臨時で総会を開催することができます。

第12条 生徒総会は生徒会最高の議決機関であり、次のことを決めます。

1. 会則・校則の制定および変更。
2. 年間計画や行事の決定。
3. その他、第3章の目的達成に必要なこと。

第13条 生徒総会の決議は出席会員の過半数を必要とします。

第7章 代表委員会

第14条 代表委員会は生徒会会長が必要と判断したときに、必要な会員を招集して開きます。

第15条 代表委員会の活動を以下のようにします。

1. 香深中学校をよりよい学校にするために話し合いを行います。
2. 各機関から提出された事項を審議します。

第8章 局活動

第16条 局活動は、よりよい学校環境にしていくなために、様々な活動を行います。

第17条 局活動では、局長、副局長をおきます。局長、副局長は局員のなかから選びます。

第18条 局活動は、局長が必要と判断したときはいつでも開けます。

第19条 局活動は次の局とします。

1. 保健文化局
2. 学習図放送局

第20条 （削除）

第21条 各局の活動内容

1. 保健文化局：健康で安全な生活を送るための活動や体育活動を活発に行う中心となる活動。
2. 学習図放送局：校内を少しでも盛り上げるための校内放送活動。本を読んでもらう活動

第9章 部活動

第22条 部活動は心身の成長および仲間意識を深める活動を行います。

第23条 各部活動にはキャプテン、副キャプテンをおきます。

第24条 入部は1年次4月で全員加入とし、原則3年間継続、毎年4月に継続確認を行うこととします。ただし特別な事情や強い意志があつて、転部を希望する場合は、先生や保護者や部員とよく話し決めることとする。

第25条 部活動は、次のものをおくこととします。

1. 野球部
 2. バレー部
 3. 卓球部
- （※その他を別に定める）

第26条 各部は必要に応じてミーティングを行い、目標達成のために話し合いをします。

第27条 （削除）

第10章 特別委員会

第28条 特別委員会は、選挙管理委員会と体育祭実行委員会をおきます。選挙管理委員は、各学年より1名選出します。選挙管理委員長は、委員のなかから選びます。委員長は、選挙に関すること、および投票、開票を管理します。体育祭実行委員は各学年より1名選出します。体育祭実行委員長は委員のなかから選びます。委員長は体育祭に関すること、および競技、進行を管理します。

第11章 付則

第29条 この会の運営に必要な経費として会費2,000円を徴収します。

第30条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

第31条 この会則は平成19年4月1日から実施することとします。

第1回改定：平成22年4月23日（即日施行）

第2回改定：平成24年4月26日（即日施行）

第3回改定：平成28年4月26日（即日施行）

第4回改定：令和3年4月27日（即日施行）

題字「会則」は、平成18年度前期生徒会長の須田裕君による。

今井佑哉、岡本幸大、小野未頼、須田裕、三上貴仁、三津谷優大、山口将貴、若松貴典、荒木美香、大宮業由子、加藤文香、川岸未来、坂上捺実、佐藤日和、辻夕理、土山紗也加、能代谷亜衣、長谷川詩歩、松田瀬奈、宮本柚貴（3年20名）

平成19年2月27日

【生徒総会で全会員53名による決定】

香中 生徒会

岩野綾平、北野龍太郎、熊谷慶、今野柊一、今野友策、佐藤秀樹、中島史智、山口智宏、和田翔大、大友涼香、蔵部早紀子、笹山誌織、相馬成美、俄はづき（2年14名）
石田裕哉、石動禪暉、川村勇大、岡村優志、熊木一真、小沢泰一、染田智也、堀内光司、松田宗真、三津谷俊亮、若松圭夫、秋元梨沙、石動香純、鎌田紗季子、釜谷香帆、木村優希、白川楓、鈴木里奈、中村優那（1年19名）